

○近大姫路大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 近大姫路大学(以下「本学」という。)は、教育基本法に則り、専門の学術の理論および応用を深く研究教授し、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを目的とする。

(自己点検および評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価等に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第3条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関することは、別に定める。

(情報公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的な情報公開に努めるものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科の構成および定員)

第5条 本学に、次の学部を置く。

看護学部 教育学部

2 教育学部に次の2つのコースを置く。

① 幼児・児童教育コース

② 保育・幼児教育コース

3 各学部に置く学科および各コースの学生定員は次の通りとする。

学部名	学科名	コース名	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科		100名	400名
教育学部	こども未来学科	幼児・児童教育コース	35名	140名
		保育・幼児教育コース	45名	180名
		(3年次編入定員)		
		幼児・児童教育コース	5名	10名
		保育・幼児教育コース	5名	10名

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学年数は、8年を超えることはできない。

(通信教育課程)

第7条 本学教育学部こども未来学科に通信教育課程を置く。

2 教育学部こども未来学科通信教育課程の定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
こども未来学科	1000名	4000名
幼稚園教諭等教員資格コース	400名	1600名
保育士養成コース	300名	1200名
(3年次編入定員)		
こども未来学科	300名	600名
幼稚園教諭等教員資格コース	100名	200名

3 通信教育課程に関する事項は別に定める。

(附属図書館)

第8条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、図書館長を置き、教授をもって充てる。

3 附属図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(健康管理室およびカウンセリング室)

第9条 本学に、健康管理室およびカウンセリング室を置く。

2 健康管理室およびカウンセリング室に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に、複数の事務部長を置き、事務職員をもって充てる。

(職員組織)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の必要な職員を置く。

(学長)

第12条 学長は、校務を掌り、所属職員を統轄する。

(副学長)

第13条 本学に、複数の副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、学長が欠けたとき、事故あるときおよび学長が辞意を表明したときは、その職務を代行する。

(特任教員)

第14条 本学に、特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 学年・学期・休業日

(学年・学期)

第15条 本学の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月30日までを前期とし、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

(休業日)

第16条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 本学園の創立記念日(11月5日)
 - (3) 春期休暇 3月 1日から 3月31日まで
 - (4) 夏期休暇 8月10日から 9月30日まで
 - (5) 冬期休暇 12月25日から 1月 5日まで
- 2 学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第 3 章 教 育 課 程

(教育課程)

第17条 本学の教育課程は、第1条の目的を達成するために必要な授業科目を設け、配当年次等を考慮して編成する。

- 2 前項の授業科目は、共通教育科目、専門支持科目、専門教育科目に分けて、置くことができる。

(授業科目および単位数)

第18条 前条に規定する授業科目および単位数は、別表の通りとする。

(授業方法)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 学長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(履修単位)

第 20 条 学生は、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

看護学部	共通教育科目	22単位以上(必修 9単位 選択必修13単位)
	専門支持科目	25単位以上(必修23単位 選択必修 2単位)
	専門教育科目	79単位以上
	専門科目	70 単位以上
	課題別科目	1 単位以上
	統合科目	6 単位以上
	卒業研究	2 単位以上
	合 計	126単位以上

教育学部

(1) 幼児・児童教育コース

共通教育科目	25単位以上	〔必修8単位以上、選択必修2単位以上、自由選択15単位以上〕
専門教育科目	97単位以上	
教職科目	60単位以上(必修58単位以上、選択必修2単位以上)	
教科科目	26単位以上(必修22単位以上、選択必修4単位以上)	

保育等科目	11単位以上(必修9単位以上、選択必修2単位以上)
卒業研究	2単位以上
合計	124単位以上

注:養護教諭の資格を希望する者は、別に指定する授業科目の単位を取得しなければならない。
この場合、共通教育科目自由選択16単位は、養護教諭の資格のために指定された科目の履修により代替させることができる。

(2) 保育・幼児教育コース

共通教育科目	22単位以上	〔必修8単位以上、選択必修2単位以上、自由選択12単位以上〕
専門教育科目	100単位以上	
教職科目	30単位以上(必修28単位以上、選択必修2単位以上)	
教科科目	28単位以上(必修24単位以上、選択必修4単位以上)	
保育等科目	42単位以上(必修37単位以上、選択必修5単位以上)	
卒業研究	2単位以上	
合計	124単位以上	

注:小学校教諭および養護教諭の資格を希望する者は、別に指定する授業科目の単位を取得しなければならない。この場合、共通教育科目自由選択12単位は、それぞれの資格のために指定された科目の履修により代替させることができる。

(3) 3年次編入者

共通教育科目	11単位以上	〔こども学概論・臨床こども学のどちらか2単位 選択必修、自由選択9単位以上〕
専門教育科目	51単位以上	
教職科目	25単位以上(教育実習を除く必修科目)	
教科科目	26単位以上(必修科目および選択必修科目)	
合計	62単位以上	

注:この場合、共通教育科目自由選択9単位は保育士資格のために指定された科目の履修により代替させることができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第21条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学(外国の大学を含む。)との協議に基づき学生に当該大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、教授会の定めるところにより、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の定めるところにより単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が第1学年次に入学する前に大学または短期大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を教授会の定めるところにより入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が第1学年次に入学する前に行った前条に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の定めるところにより単位を与えることができる。

3 第21条から本条第2項までの規定により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(看護師・保健師・助産師国家試験受験資格)

第24条 本学看護学部看護学科において看護師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月10日文科・厚生省令第1号)第4条第1項第3号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学看護学部看護学科において保健師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条第3号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 本学看護学部看護学科において助産師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条第3号の教育内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(教職課程等)

第25条 教員の免許状を得ようとする者は、別に定める教員養成課程の履修等に関する規程に従い、必要な教育科目を履修しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は次表のとおりとする。

学部名	学科名	免許状の種類	免許教科
教育学部	こども未来学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	

(保育士)

第26条 教育学部こども未来学科保育・幼児教育コースにおいて保育士の資格を取得しようとする者は、別に定める保育士資格履修規程に従い必要な教育科目を履修しなければならない。

第4章 試験・卒業および学位記

(試験)

第27条 履修した授業科目については、試験その他適当な方法により、学業成績を評価する。

2 試験の実施に関する事項のうちこの学則および試験規程に定めのない事項については、教授会において、これを定める。

(成績の評価)

第28条 各授業科目の成績は、秀、優、良、可および不可の5種に分け、秀、優、良および可の成績を合格とする。

2 学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。

(追・再試験)

第29条 病気その他正当な理由により受験できなかった科目については、教授会の議を経て追試験を行うことができる。

2 不合格になった科目については、教授会の議を経て再試験を行うことができる。

(単位計算)

第30条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。

(3) 実験、実習および実技については、30時間もしくは45時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間をもって1単位とすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文についてはその作成に必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

(履修届)

第31条 授業科目を履修しようとするときは、所定の履修届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記、口頭試問その他の方法による。

(進級)

第33条 定められた時間内に所定の授業科目の単位を修得した者は進級することができる。

2 進級については別に定める。

(卒業の認定)

第34条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、看護学部は126単位、教育学部は124単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 学生を卒業させる時期は、学期末または学年末とする。

(学士の学位)

第35条 本学を卒業した者は、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次の通りとする。

看護学部看護学科 学士(看護学)

教育学部こども未来学科 学士(教育学)

第5章入学、編入学、転学、留学、休学・復学、 退学、除籍、再入学、復籍および転籍

(入学の時期)

第36条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号および第4号並びに第41条および第48条の規定により入学した者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第37条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学選考)

第38条 入学を志願する者は、入学願書を提出し、所定の手続きと同時に所定の入学検定料を納めなければならない。

2 本学は、前項に基づく手続きを完了した者について選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第39条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣約書および他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第40条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。

- 2 保証人は、学生の父または母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。
- 3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。
- 4 保証人は、その住所等に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 5 保証人を変更するときは、速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第41条 本学第3学年次において、次のいずれかに該当する場合、入学願書を提出し、所定の手続きと同時に所定の入学検定料を納めた者について選考のうえ、編入学を許可する。ただし看護学部の編入学を志願する者は、短期大学または専修学校において看護師養成課程を卒

業した者で、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条の看護師の免許を有するものとする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学に2年以上在学し、当該大学において62単位以上を修得した者

(3) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業し、短期大学士の学位を有する者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者

2 前項の場合の他、本学に編入学を志願する者があるときは、学長は選考のうえ相当の年次への編入学を許可することができる。

3 編入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位の取扱い、修業年限については、別に定める。

(転学)

第42条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 転学に関する取扱いは、別に定める。

(留学)

第43条 本学の学生で外国の大学に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

2 留学に関する規程は、別に定める。

(休学)

第44条 病気その他やむを得ない理由で3か月以上就学できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末または当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き翌学年度末まで休学を許可することができる。

3 休学期間は通算して4年を超えることができない。

4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める授業料を納入しなければならない。

(復学)

第45条 学生は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第44条 第3項に定める休学の期間を超えてなお復学または退学しない者

(2) 病気、学力等その他の理由により、成業の見込みがない者

(3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(4) 正当な理由がなく、無届で3か月以上連続して欠席した者

(再入学)

第48条 正当な理由で退学した者または除籍された者が、再入学を願い出たときは、学長は入学を許可することがある。

(復籍)

第49条 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより審査の上、復籍を許可することがある。

(転籍)

第50条 本学の学生で転籍を希望する場合、別に定めるところにより許可することがある。

(二重在籍)

第51条 本学の学生は、同時に他の大学に在籍することはできない。

(強制休学)

第52条 校医が健康上の理由により修学が困難と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

(学生規程)

第53条 学生が遵守しなければならない事項は、本学則に定めるほか、別に定める学生規程による。

第6章 学 費

(学費)

第54条 学費は、この学則に定める他、別に定める学費等納入要項による。

(学費の納入・分納)

第55条 学費は、通学期始め所定の期日までに納入しなければならない。ただし、事情によっては別に定める学費等納入要項により、これを分納することができる。

2 学期の途中で退学した者または除籍された者も、当該期分の学費を納入しなければならない。

3 停学期間中の授業料は、徴収する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第56条 学長は、学力優秀または特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することがある。

(懲戒)

第57条 学則、学生規程その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、学生の本分に反する行為のあった者に対しては、学長は懲戒を行う。

2 懲戒の内容は、譴責、謹慎、停学または退学処分とする。

3 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 科目等履修生、研究生、委託生、外国人留学生および特別聴講生 (科目等履修生)

第58条 本学の一または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が、履修した授業科目について、試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(研究生)

第59条 本学の教授会構成員から直接の指導を受け、一定期間、特定の課題を研究することを志望する者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

(委託生)

第60条 公共団体またはその他の機関から本学の特定授業科目について修学を委託されたときは、選考のうえ、委託生としてこれを許可することができる。

2 委託生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格したときは、本人の請求によって証明を与えることができる。

(特別聴講生)

第61条 他の大学または短期大学の学生で本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他の大学または短期大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(学則適用除外)

第62条 科目等履修生、研究生、委託生および特別聴講生には、第34条および第35条は適用しない。

(外国人留学生)

第63条 第37条に規定する入学資格を有する者で、本学に入学を希望する外国人留学生は、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

(学則の準用)

第64条 特別の規定がない限り、この学則の規定は科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生にも準用する。

(科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生に関する規程)

第65条 科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生については、この学則に定めるものの他、別に定める。

第9章 教授会、大学協議会

(教授会)

第66条 本学各学部に教授会を置く。

(教授会審議事項)

第67条 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育課程およびその編成に関する事項

(2) 入学、休学、退学、転学および復学等に関する事項

(3) 学生の試験、評価および卒業に関する事項

- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の懲戒と表彰に関する事項
- (6) 教育および研究に関する事項
- (7) 教授、准教授、講師、助教および助手の人事の選考に関する事項
- (8) 学長および副学長からの要請または諮問された事項
- (9) 臨地実習、保育実習、教育実習および介護実習に関する事項
- (10) その他教授会が必要と認める教学に関する事項
(議事運営)

第68条 教授会の運営については、別に定めるものとする。

(大学協議会)

第69条 本学に大学の重要事項について審議するため、大学協議会を置く。

- 2 大学協議会は、学長、副学長、図書館長、各学部長、通信教育課程長、教務部長、学生部長および関係事務部長をもって構成する。
- 3 大学協議会は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 副学長は、学長が欠けたときまたは事故あるときは、その職務を代行する。

(大学協議会審議事項)

第70条 大学協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する重要事項
- (3) 通信教育に関する重要事項
- (4) 臨地実習、保育実習、教育実習、介護実習に関する重要事項
- (5) 学生の厚生補導およびその身分に関する事項
- (6) 学長の諮問した事項
- (7) その他大学の運営に関する重要事項

(議事運営)

第71条 大学協議会の運営に関する規程は、別に定めるものとする。

第10章 奨学生

(奨学生)

第72条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められる学生を選考のうえ、奨学生とすることができる。

- 2 奨学生に関する規程は、別に定めるものとする。

第11章 公開講座

(公開講座等)

第73条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座等を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第20条については平成21年度入学者から適用する。
- 4 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行し、改正後の別表(2)については平成22年度入学者から適用する。
- 5 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表(2)については平成23年度入学者から適用する。
- 6 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第59条については平成23年度入学生から適用する。

別表(1)

授業科目及び単位数						
(看護学部看護学科)						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	教養	生命倫理	1	2		必修2単位 選択必修12単位以上
		ギリシア文学	1		2	
		女性学	4		2	
		アサーティブトレーニング	2		2	
		憲法	1		2	
		医療経済学	3		2	
		統計学基礎	1		2	
		比較文化論	1		2	
		文化人類学	1		2	
		生物学	1		1	
		生化学	1		2	
		健康科学	1		1	
		スポーツ(実技)	1		1	
	小計(13科目)	—		2	21	
	グローバル コミュニケーション	英語Ⅰ	1	2		必修4単位 選択必修1単位以上
		英語Ⅱ	1	1		
		英語Ⅲ	1		1	
		英語Ⅳ	1	1		
		英語Ⅴ	1		1	
		韓国語	1		1	
		スペイン語	1		1	
小計(7科目)		—		4	4	
情報の理解	情報リテラシー	1	1		必修3単位	
	情報処理技術Ⅰ(基礎)	1	1			
	情報処理技術Ⅱ(応用)	1	1			
	小計(3科目)	—		3		
専門支持科目	からだの働き	人体構造学	1	1		必修4単位
		人体機能学	1	1		
		病態学Ⅰ	1	1		
		病態学Ⅱ	1	1		
		小計(4科目)	—		4	
	疾病・治療	診断治療学Ⅰ	2	2		必修10単位
		診断治療学Ⅱ	2	2		
		診断治療学Ⅲ	2	2		
		感染・免疫治療学	2	1		
		臨床栄養学	2	1		
		臨床薬理学	2	2		
	小計(6科目)	—		10		
	専門基礎	保健医療福祉統計	2	2		必修11単位
		公衆衛生学	2	2		
臨床心理学		1	1			
環境と人間		1	2			
安全管理論		2	1			
保健医療福祉制度		2	2			
国際保健		2	1			
小計(7科目)	—		11			
専門科目	基礎看護	看護概論	1	1		必修12単位
		看護倫理	1	1		
		看護研究	3	1		
		看護形態機能論	1	2		
		生活援助技術演習	1	2		
		看護コミュニケーション論	1	1		
		治療援助技術演習	2	1		
		看護初期体験実習	1	1		
		看護基礎実習	2	2		
小計(9科目)	—		12			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門科目	看護システム	看護組織論	2	1		必修4単位
		専門職テーマ論	2	1		
		看護政策論	2		1	
		看護情報論	2	1		
		看護システム実習	2	1		
	小計(5科目)	—	4	1		
	成人看護	成人看護概論	2	1		必修13単位
		クリティカル看護論	2	1		
		症状緩和と技術論	2	1		
		疾病管理看護論	2	1		
		終末期看護論	2	1		
		症状緩和看護技術演習	3	1		
		疾病管理看護技術演習	2	1		
		急性期看護実習	3	3		
		疾病管理看護実習	3	3		
	小計(9科目)	—	13			
	高齢者看護	高齢者看護概論	2	1		必修5単位
		高齢者看護論	2	1		
		高齢者看護技術演習	3	1		
		高齢者看護実習	4	2		
	小計(4科目)	—	5			
	母性看護	母性看護概論	2	1		必修6単位
		母性看護論	2	1		
		母性看護技術演習	3	1		
		育児支援看護論	2	1		
		母性看護実習	3	2		
	小計(5科目)	—	6			
こども看護	こども看護概論	2	1		必修5単位	
	こども看護論	2	1			
	こども看護技術演習	3	1			
	こども看護実習	3	2			
小計(4科目)	—	5				
障害者看護	障害者看護概論	2	1		必修8単位	
	身体・知的障害者看護論	2	1			
	精神障害者看護論	2	1			
	身体・知的障害者看護技術演習	3	1			
	身体・知的障害者看護実習	3	1			
	精神障害者看護技術演習	3	1			
	精神障害者看護実習	3	2			
小計(7科目)	—	8				
居宅看護	居宅看護概論	2	1		必修5単位	
	居宅看護論	3	1			
	居宅看護技術演習	3	1			
	居宅看護実習	4	2			
小計(4科目)	—	5				
地域看護	地域看護概論	2	1		必修8単位	
	地域看護援助論	2	2			
	地域看護技術演習	3	1			
	地域看護実習	4	4			
小計(4科目)	—	8				
国際看護	国際看護論	2	1		必修2単位	
	国際看護演習	3	1			
小計(2科目)	—	2				
災害看護	災害看護論	2	1		必修2単位	
	災害看護演習	3	1			
小計(2科目)	—	2				

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門科目	助産学	基礎助産学	4		2	助産師資格希望者11単位以上選択必修
		助産診断・技術論	4		2	
		助産診断・技術演習	4		2	
		地域母子保健	4		1	
		助産管理	4		1	
		助産学実習	4		5	
	小計(6科目)	—		13		
	課題別	課題別特別科目	4	1		必修1単位
		小計(1科目)	—	1		
	統合	基礎ゼミ(共通)	1	1		必修6単位
		看護課題ゼミ	4	2		
		統合実習	4	3		
		小計(3科目)	—	6		
	卒業研究		4	2		必修2単位
	小計(1科目)		—	2		
	合計(106科目)		—	113	26	13

別表(2)

(平成20年・21年度入学者)

		授業科目及び単位数				
(教育学部こども未来学科 通学課程)						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	生命倫理	4		2		いずれか2単位を必修
	こども学概論	1		2		
	臨床こども学	2		2		
	日本文化論	3		2		
	日本文学	3		2		
	憲法	1	2			
	比較憲法	3		2		
	法学	2		2		
	情報リテラシー	1	1			
	情報処理技術Ⅰ(基礎)	1	1			
	情報処理技術Ⅱ(応用)	4		1		
	ギリシヤ文学	3		2		
	イギリス文学	4		2		
	統計学基礎	1		2		
	環境と人間	1		2		
	生物学	1		2		
	英語コミュニケーションⅠ	2	2			
	英語コミュニケーションⅡ	3		2		
	健康科学	1	1			
	スポーツ(実技)	1	1			
小計(20科目)	—	8	27	0		
専門科目	教職科目	教職論	1	2		※2 いずれか2単位を必修
		教育原理	1	2		
		教育心理学	2		2	
		発達心理学	1	2		
		発達検査法	1	2		
		発達障害児論	1	2		
		教育制度・行政論	1		2	
		学校・学級経営論	1		2	
		教育課程論	2	2		
		道徳教育論	3	2		
		特別活動指導法	3	2		
		教育方法論	3		2	
		生徒指導・進路指導	3	2		
		教育相談	2	2		
		臨床心理学	2	2		
		総合演習	2	2		
		国語科指導法Ⅰ(国語)	3		2	
		国語科指導法Ⅱ(日本語)	3		2	
		社会科指導法	3		2	
		算数科指導法	3		2	
		理科指導法	3		2	
		生活科指導法	3		2	
		家庭科指導法	3		2	
		音楽科指導法	3		2	
		図工科指導法	3		2	
		体育科指導法	3		2	
		教育実習論(幼稚園)	3	1		
		教育実習(幼稚園)	3	4		
		教育実習論(小学校)	4		1	
		教育実習(小学校)	4		4	
		介護体験実習	3		1	
		地域ボランティア	4	1		
小計(32科目)	—	30	34	0		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門科目	国語Ⅰ(国語)	3	2			いずれか2単位を必修	
	国語Ⅱ(日本語)	3		2			
	社会	3	2				
	算数	3	2				
	理科	3	2				
	生活	1		2			
	家庭	2		2			
	音楽理論	1		2			
	美術	1		1			
	美術(実技)	1		1			
	体育理論	1		2			
	こどもと環境Ⅰ	2	1				
	こどもと環境Ⅱ	2	1				
	こどもと健康Ⅰ	2	1				
	こどもと健康Ⅱ	2	1				
	こどもと人間関係Ⅰ	2	1				
	こどもと人間関係Ⅱ	2	1				
	こどもと造形表現Ⅰ	1	1			※2	
	こどもと造形表現Ⅱ	2	1				
	こどもと造形表現Ⅲ(理論)	2		1			
	こどもと造形表現Ⅲ(実技)	2		1			
	こどもと表現Ⅰ(体育)	1	1				
	こどもと表現Ⅱ(図工)	1	1				
	こどもと言葉	2		1			
	こどもと音楽表現Ⅰ(ピアノ)	1	1				
	こどもと音楽表現Ⅱ(声楽)	1	1				
	こどもと音楽表現Ⅲ(ヴァイオリン)	2		1			
	こどもと音楽表現Ⅳ(ソルフェージュ)	2		1			
	こどもと体育Ⅰ	1	1				
	こどもと体育Ⅱ	2	1				
	小計(30科目)	—	22	17	0		
	保育等科目	乳幼児保育	1	2			
		障害児保育	1	1			
		遊戯療法Ⅰ	2		1		
		遊戯療法Ⅱ	2		1		
		小児保健Ⅰ	2	2			
		小児保健Ⅱ	2		2		※2
		小児保健実習	2		1		※2
		保育内容総論	1		2		※2
		小児栄養学	2		2		※2
		社会福祉論	1		2		※2
		社会福祉援助技術	1		2		※2
		児童福祉論	1		2		※2
		保育原理Ⅰ	1	2			
		保育原理Ⅱ	1	2			
保育実習論		2		1		※2	
保育実習Ⅰ		2		4		※2	
保育実習Ⅱ		2		2		※2 いずれか2単位を必修	
保育実習Ⅲ		2		2			
養護原理		1		2			※2 ※3
養護内容		1		1		※2 ※3	
精神保健		2		2		※2 ※3	
家族援助論		2		2		※2	
母性看護論		3		2		いずれか2単位を必修 ※3	
こども看護論		3		2			※3
小計(24科目)	—	9	35	0			

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門科目	看護学演習Ⅰ	1			2	※3
	看護学演習Ⅱ	3			2	※3
	公衆衛生学Ⅰ	4			2	※3
	公衆衛生学Ⅱ	4			2	※3
	学校保健	4			2	※3
	健康相談活動	3			2	※3
	人体機能学	4			1	※3
	人体構造学	4			1	※3
	臨床薬理学	3			2	※3
	看護概論	1			2	※3
	看護実習論	4			1	※3
	看護実習	4			4	※3
		小計(12科目)	—	0	0	23
卒業研究	卒業研究	4	2			
	小計(1科目)	—	2	0	0	
合計(119科目)		—	71	113	23	

※1は幼児・児童教育コース選択必修、※2は保育・幼児教育コース選択必修

※3は基礎教諭資格取得のための履修科目

※教員免許を希望しない者は、教育実習論(幼稚園)、教育実習(幼稚園)の単位を他の科目に置きかえることができる。

別表(2)

(平成22年度入学者)

		授業科目及び単位数				
(教育学部こども未来学科 通学課程)						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	生命倫理	4		2		いずれか2単位を必修
	こども学概論	1		2		
	臨床こども学	2		2		
	日本文化論	3		2		
	日本文学	3		2		
	憲法	1	2			
	比較憲法	3		2		
	法学	2		2		
	情報リテラシー	1	1			
	情報処理技術Ⅰ(基礎)	1	1			
	情報処理技術Ⅱ(応用)	4		1		
	英語文学	3		2		
	イギリス文学	4		2		
	統計学基礎	1		2		
	環境と人間	1		2		
	生物学	1		2		
	英語コミュニケーションⅠ	2	2			
	英語コミュニケーションⅡ	3		2		
	健康科学	1	1			
	スポーツ(実技)	1	1			
小計(20科目)	—	8	27	0		
専門科目	教職科目	教職論	1	2		※2 いずれか2単位を必修
		教育原理	1	2		
		教育心理学	2		2	
		発達心理学	1	2		
		発達検査法	1	2		
		発達障害児論	1	2		
		教育制度・行政論	1		2	
		学校・学級経営論	1		2	
		教育課程論	2	2		
		道徳教育論	3	2		
		特別活動指導法	3	2		
		教育方法論	3		2	
		生徒指導・進路指導	3	2		
		教育相談	2	2		
		臨床心理学	2	2		
		教職実践演習(幼・小)	4	2		
		教職実践演習(養護)	4		2	
		国語科指導法Ⅰ(国語)	3	2		
		国語科指導法Ⅱ(日本語)	3	2		
		社会科指導法	3		2	
		算数科指導法	3		2	
		理科指導法	3		2	
		生活科指導法	3		2	
		家庭科指導法	3		2	
		音楽科指導法	3		2	
		図工科指導法	3		2	
		体育科指導法	3		2	
		教育実習論(幼稚園)	3	1		
		教育実習(幼稚園)	3	4		
		教育実習論(小学校)	4		1	
		教育実習(小学校)	4		4	
		介護体験実習	3		1	
		地域ボランティア	4	1		
小計(33科目)	—	30	36	0		
教科科目	国語Ⅰ(国語)	3	2		いずれか2単位を必修	
	国語Ⅱ(日本語)	3		2		
	社会	3	2			
	算数	3	2			
	理科	3	2			
	生活	1		2		
	家庭	2		2		
	音楽理論	1		2		
	美術	1	1			
	美術(実技)	1	1			
	体育理論	1		2		
	こどもと環境Ⅰ	2	1			
	こどもと環境Ⅱ	2	1			
こどもと健康Ⅰ	2	1				

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門科目	教科科目	こどもと健康Ⅱ	2	1			
		こどもと人間関係Ⅰ	2	1			
		こどもと人間関係Ⅱ	2	1			
		こどもと造形表現Ⅰ	1	1			
		こどもと造形表現Ⅱ	2	1			
		こどもと造形表現Ⅲ(理論)	2		1		
		こどもと造形表現Ⅲ(実技)	2		1		
		こどもと表現Ⅰ(体育)	1	1			
		こどもと表現Ⅱ(図工)	1	1			
		こどもと言葉	2		1		※2
		こどもと音楽表現Ⅰ(ピアノ)	1	1			
		こどもと音楽表現Ⅱ(声楽)	1	1			
		こどもと音楽表現Ⅲ(ヴァイオリン)	2		1		
		こどもと音楽表現Ⅳ(ソルフェージュ)	2		1		
		こどもと体育Ⅰ	1	1			
	こどもと体育Ⅱ	2	1				
	小計(30科目)	—	22	17	0		
	保育等科目	乳幼児保育	1	2			
		障害児保育	1	1			
		遊戯療法Ⅰ	2		1		いずれか1単位を必修
		遊戯療法Ⅱ	2		1		
		小児保健Ⅰ	2	2			
		小児保健Ⅱ	2		2		※2
		小児保健実習	2		1		※2
		保育内容総論	1		2		※2
		小児栄養学	2		2		※2
		社会福祉論	1		2		※2
		社会福祉援助技術	1		2		※2
		児童福祉論	1		2		※2
		保育原理Ⅰ	1	2			
		保育原理Ⅱ	1	2			
		保育実習論	2		1		※2
		保育実習Ⅰ	2		4		※2
保育実習Ⅱ		2		2		※2 いずれか2単位を必修	
保育実習Ⅲ		2		2			
養護原理		1		2		※2 ※3	
養護内容		1		1		※2 ※3	
精神保健		2		2		※2 ※3	
家族援助論		2		2		※2	
母性看護論		3		2		いずれか2単位を必修 ※3	
こども看護論		3		2			
小計(24科目)	—	9	35	0			
養護科目	看護学演習Ⅰ	1			2	※3	
	看護学演習Ⅱ	3			2	※3	
	公衆衛生学Ⅰ	4			2	※3	
	公衆衛生学Ⅱ	4			2	※3	
	学校保健	4			2	※3	
	健康相談活動	3			2	※3	
	人体機能学	4			1	※3	
	人体構造学	4			1	※3	
	臨床薬理学	3			2	※3	
	看護概論	1			2	※3	
	養護実習論	4			1	※3	
	養護実習	4			4	※3	
小計(12科目)	—	0	0	23			
卒業研究	卒業研究	4	2				
	小計(1科目)	—	2	0	0		
合計(120科目)		—	71	115	23		

※1は幼児・児童教育コース選択必修、※2は保育・幼児教育コース選択必修

※3は養護教諭資格取得のための履修科目

※教員免許を希望しない者は、教育実習論(幼稚園)、教育実習(幼稚園)の単位を他の科目に置きかえることができる。

別表(2)

(平成23年度以降入学者)

		授業科目及び単位数				
(教育学部こども未来学科 通学課程)						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	生命倫理	4		2		どちらか2単位を必修
	こども学概論	1		2		
	臨床こども学	2		2		
	日本文化論	3		2		
	日本文学	3		2		
	憲法	1	2			
	比較憲法	3		2		
	法学	2		2		
	情報リテラシー	1	1			
	情報処理技術Ⅰ(基礎)	1	1			
	情報処理技術Ⅱ(応用)	4		1		
	ギリシヤ文学	3		2		
	イギリス文学	4		2		
	統計学基礎	1		2		
	環境と人間	1		2		
	生物学	1		2		
	基礎国語	1		2		
	基礎社会	1		2		
	基礎算数	1		2		
	基礎理科	1		2		
	基礎英語	1		2		
	英語コミュニケーションⅠ	2	2			
	英語コミュニケーションⅡ	3		2		
	健康科学	1	1			
	スポーツ(実技)	1	1			
	小計(25科目)	—	8	37	0	
専門科目	教職科目	教職論	1	2		どちらか2単位を必修
		教育原理	1	2		
		教育心理学	2	2		
		発達心理学	1	2		
		発達検査法	1	2		
		発達障害児論	1	2		
		教育制度・行政論	1		2	
		学校・学級経営論	1		2	
		教育課程論	2	2		
		教育課程の理論と方法	2		2	
		道徳教育論	3	2		
		道徳教育の理論と方法	3		2	
		特別活動指導法	3		2	
		特別活動の理論と方法	3		2	
		教育方法論	3		2	
		教育方法の理論と方法	3		2	
		生徒指導・進路指導	3		2	
		生徒指導・進路指導の理論と方法	3		2	
		教育相談	2	2		
		臨床心理学	2	2		
		教職実践演習(幼・小)	4	2		
		教職実践演習(養護)	4		2	
		国語科指導法Ⅰ(国語)	3		2	
		国語科指導法Ⅱ(日本語)	3		2	
		外国語活動指導法	3		2	
		社会科指導法	3		2	
		算数科指導法	3		2	
		理科指導法	3		2	
		生活科指導法	3		2	
		家庭科指導法	3		2	
		音楽科指導法	3		2	
		図工科指導法	3		2	
		体育科指導法	3		2	
		教育実習論(幼稚園)	3	1		
		教育実習(幼稚園)	3	4		
		教育実習論(小学校)	4		1	
		教育実習(小学校)	4		4	
		養護実習論	4		1	
		養護実習	4		4	
		介護体験実習	3		1	
		地域ボランティア	4	1		
	小計(41科目)	—	28	50	5	

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 科 目	教 科 科 目	国語Ⅰ(国語)	3	2		
		国語Ⅱ(日本語)	3		2	
		社会	3	2		
		算数	3	2		
		理科	3	2		
		生活	1		2	
		家庭	2		2	
		音楽理論	1		2	
		美術	1		1	
		美術(実技)	1		1	
		体育理論	1		2	
		こどもと環境Ⅰ	2	1		
		こどもと環境Ⅱ	2	1		
		こどもと健康Ⅰ	2	1		
		こどもと健康Ⅱ	2	1		
		こどもと人間関係Ⅰ	2	1		
		こどもと人間関係Ⅱ	2	1		
		こどもと造形表現Ⅰ	1	1		
		こどもと造形表現Ⅱ	2	1		
		こどもと造形表現Ⅲ(理論)	2		1	
		こどもと造形表現Ⅲ(実技)	2		1	
		こどもと表現Ⅰ(体育)	1	1		
		こどもと表現Ⅱ(図工)	1	1		
		こどもと言葉	2		1	※2
		こどもと言語表現	2		1	※2
		こどもと音楽表現Ⅰ(ピアノ)	1	1		
		こどもと音楽表現Ⅱ(声楽)	1	1		
		こどもと音楽表現Ⅲ(ヴァイオリン)	2		1	
		こどもと音楽表現Ⅳ(ソルフェージュ)	2		1	
		こどもと体育Ⅰ	1	1		
		こどもと体育Ⅱ	2	1		
小計(31科目)	—	22	18	0		
専 門 科 目	保 育 等 科 目	保育原理	1	2		
		児童家庭福祉	1		2	※2
		社会福祉論	1		2	※2
		相談援助	1		1	※2
		社会的養護	1		2	※2 ※3
		保育者論	1		2	※2
		こどもの保健Ⅰ	2	2		
		こどもの保健Ⅱ	2		2	※2
		こどもの保健Ⅲ	2		1	※2
		こどもの食と栄養	2		2	※2
		家庭支援論	2		2	※2
		保育課程論	1		2	※2
		保育内容総論	1		1	※2
		乳児保育	1	2		
		障害児保育Ⅰ	1	1		
		障害児保育Ⅱ	1	1		
		社会的養護内容	1		1	※2 ※3
		保育相談支援	1		1	※2
		遊戯療法Ⅰ	2	1		
		遊戯療法Ⅱ	2		1	※2
		精神保健	2			2 ※3
		保育実習指導Ⅰ	1		2	※2
		保育実習指導Ⅱ	2		1	
		保育実習指導Ⅲ	2		1	
		保育実習Ⅰ	2		4	※2
		保育実習Ⅱ	2		2	
		保育実習Ⅲ	2		2	
		母性看護論	3		2	
		こども看護論	3		2	
小計(29科目)	—	9	38	2		

どちらか2単位を必修

いずれか2単位を必修

※2

※2

※3

※2 ※3

※2 どちらか1単位を必修

※2 どちらか2単位を必修

どちらか2単位を必修 ※3

※3

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門科目	看護学演習Ⅰ	1			2	※3
	看護学演習Ⅱ	3			2	※3
	公衆衛生学Ⅰ	4			2	※3
	公衆衛生学Ⅱ	4			2	※3
	学校保健	4			2	※3
	健康相談活動	3			2	※3
	人体機能学	4			1	※3
	人体構造学	4			1	※3
	臨床薬理学	3			2	※3
	看護概論	1			2	※3
	小計(10科目)	—	0	0	18	
卒業研究	卒業研究	4	2			
	小計(1科目)	—	2	0	0	
合計(137科目)		—	69	143	25	

※1は幼児・児童教育コース必修、※2は保育・幼児教育コース必修

※3は看護教諭資格取得のための履修科目

※教員免許を希望しない者は、教育実習論(幼稚園)、教育実習(幼稚園)の単位を他の科目に置きかえることができる。